

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・令和8年長崎魚市場の休業日及び臨時営業日
- ・土地改良区の役員の就退任（2件）
- ・測量の終了
- ・建築基準法に基づく総合的設計による一団地の認定区域内における建築物の認定

所管課（室）名

経営支援課
水産加工流通課
農村整備課
建設企画課
建築課

◎ 教育委員会告示

- ・県指定文化財の指定
- ・県指定文化財の内容変更

学芸文化課
〃

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウステンボス

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1 ほか62筆

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び佐世保市経済部商工労働課

令和8年長崎魚市場の休業日及び臨時営業日（公告）

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）第5条第2項及び第6条第1項の規定により、令和8年長崎魚市場の休業日及び臨時営業日を次のとおり定めたので、第5条第3項及び第6条第2項の規

定により公示する。

令和7年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 休業日

年	月 日	曜 日	摘要
令和8年	2月4日	水	
	3月4日	水	
	4月4日	土	
	5月2日	土	
	6月2日	火	
	6月29日	月	
	7月28日	火	
	7月29日	水	
	8月15日	土	
	8月17日	月	
	8月29日	土	
	9月26日	土	
	10月19日	月	
	10月27日	火	
	12月8日	火	
	12月31日	木	

2 臨時営業日

年	月 日	曜 日	摘要
令和8年	5月5日	火	臨時営業日
	5月6日	水	臨時営業日
	9月22日	火	臨時営業日
	9月23日	水	臨時営業日

※ 1月1日から1月4日まで、8月16日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例第5条第1項に規定する休業日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、寺脇土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

就任役員 理事		退任役員 理事	
氏名	住所	氏名	住所
平田光昭	五島市岐宿町松山470番地	平田光昭	五島市岐宿町松山470番地
平田惣二	五島市岐宿町松山598番地1	平田惣二	五島市岐宿町松山598番地1
糸柳博	五島市岐宿町松山742番地3	糸柳博	五島市岐宿町松山742番地3
出口勉	五島市岐宿町松山437番地34	出口勉	五島市岐宿町松山437番地34
糸柳真治	五島市岐宿町松山607番地2	糸柳真治	五島市岐宿町松山607番地2
糸柳浩一郎	五島市岐宿町松山633番地	糸柳浩一郎	五島市岐宿町松山633番地
松下秀人	五島市岐宿町松山197番地1	松下秀人	五島市岐宿町松山197番地1
中村利夫	五島市岐宿町松山636番地	中村利夫	五島市岐宿町松山636番地
平田貞則	五島市岐宿町松山506番地4	平田貞則	五島市岐宿町松山506番地4

就任役員 監事		退任役員 監事	
氏名	住所	氏名	住所
谷口久次	五島市岐宿町松山201番地	谷口久次	五島市岐宿町松山201番地
村上修	五島市木場町70番地5	村上修	五島市木場町70番地5

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、明星院田原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

就任役員 理事		退任役員 理事	
氏名	住所	氏名	住所
尾崎康裕	五島市吉田町799番地	青山一美	五島市吉田町1599番地2
橋詰賢也	五島市吉田町641番地1	橋詰賢也	五島市吉田町641番地1
高来伸生	五島市吉田町2437番地	谷川純孝	五島市吉田町2482番地1
横山忠司	五島市吉田町2324番地1	木場盛雄	五島市吉田町2351番地3
松本善彦	五島市上大津町749番地	松本善彦	五島市上大津町749番地
横枕せつ代	五島市下大津町599番地1	田中政信	五島市下大津町809番地

就任役員

退任役員

監事		監事	
氏名	住所	氏名	住所
片山千喜	五島市上大津町302番地5	田中幸浩	五島市吉田町2314番地3
木場真樹	五島市吉田町2348番地3	片山千喜	五島市上大津町302番地5
野口和成	五島市堤町1271番地1	仁田隆一	五島市岐宿町二本楠1050番地1

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（成果不整合地域における基準点改測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地域	終了日
大村市	令和7年11月7日

建築基準法に基づく総合的設計による一団地の認定区域内における建築物の認定（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による一団地の認定区域内における建築物を次のように認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

令和7年11月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 認定申請者
長崎県土木部住宅課長 野口 孝
- 2 認定した一団地の区域
長崎県諫早市堂崎町5番1他
- 3 認定番号及び認定年月日
認定番号 7建第279号
認定年月日 令和7年10月14日
- 4 縦覧場所
長崎県県央振興局建設部建築課

教育委員会告示**長崎県教育委員会告示第6号**

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第29条第1項の規定により、令和7年11月5日付けをもって、次のとおり指定された。

令和7年11月21日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

県指定された文化財

種別	名称	所有者	所在地	員数
無形民俗文化財	館浦の須古踊	館浦須古踊り保存会	平戸市生月町	

長崎県教育委員会告示第7号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第35条第1項の規定により、令和7年11月5日付けをもって、次のとおり県指定文化財の内容を変更した。

令和7年11月21日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

内容を変更した文化財

	種別	名称	所有者	所在地	員数
変更前	有形文化財 (歴史資料)	東彼杵町のキリスト教墓碑 (2基)	東彼杵町	東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷 1204番地-2	2基
変更後	種別	名称	所有者	所在地	員数
	有形文化財 (歴史資料)	東彼杵町のキリスト教墓碑	東彼杵町	東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷 1204番地-2	1基

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社クイックプリント
寺田宏弥ト